

令和2年 第2回

宿毛市議会臨時会会議録

令和2年5月8日開会
令和2年5月8日閉会

宿毛市議会事務局

令和2年第2回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日（令和2年5月8日 金曜日）	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局職員出席者	1
出席要求による出席者	2
開 会（午前10時00分）	
○日程第1 会議録署名議員の指名	3
○日程第2 会期の決定	3
○日程第3 議案第1号から議案第7号まで	3
（提案理由の説明）	
市 長	3
質 疑	4
1 寺田公一議員	4
都市建設課長	5
寺田公一議員	5
都市建設課長	5
寺田公一議員	5
都市建設課長	6
寺田公一議員	7
都市建設課長	7
寺田公一議員	7
都市建設課長	7
寺田公一議員	7
2 松浦英夫議員	7
総務課長	8
松浦英夫議員	8
総務課長	8
松浦英夫議員	8
総務課長	9
松浦英夫議員	9
総務課長	9

松浦英夫議員	9
総務課長	10
松浦英夫議員	10
総務課長	10
松浦英夫議員	10
総務課長	10
松浦英夫議員	11
総務課長	11
松浦英夫議員	11
学校給食センター所長	12
松浦英夫議員	12
学校給食センター所長	12
松浦英夫議員	12
3 川田栄子議員	13
福祉事務所長	13
川田栄子議員	13
福祉事務所長	14
川田栄子議員	14
都市建設課長	14
川田栄子議員	14
都市建設課長	14
川田栄子議員	14
委員会付託省略	
(議案第1号から議案第6号まで)	
討論・表決	15
(議案第7号)	
討論	15
今城 隆議員 (反対)	15
表決	16
閉 会 (午後1時37分)	

----- ● ● -----
付 録

議決結果一覧表	付-1
---------	-----

令和2年
第2回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（令和2年5月8日 金曜日）

午前10時 開議

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第2号 令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第3号 令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第4号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第5号 宿毛市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 工事請負契約の変更について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第7号まで

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長	奈良和美君
兼調査係長	
議事係長	宮本誉子君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長	桑原一君
危機管理課長	岩本敬二君
市民課長	沢田美保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	中山佳久君
環境課長	山戸達朗君
人権推進課長	谷本裕子君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	川田和徳君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本武君
学校給食 センター所長	平井建一君
農業委員会 事務局長	小松憲司君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（野々下昌文君） これより、令和2年第2回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染症の予防のため、今議会においても、マスクの着用と、窓をあけての会議といたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において三木健正君及び川田栄子君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、議長より報告いたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、本日付をもって今城 隆君、堀 景君、高倉真弓君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、濱田陸紀君、以上7人を総務文教常任委員に、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、山上庄一君、松浦英夫君、寺田公一君、以上6人を産業厚生常任委員に、今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、濱田陸紀君、以上13人を予算決算常任委員に、今城 隆君、三木健正君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、寺田公一君、以上6人を議会

運営委員に、それぞれ指名いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告させていただきます。

事務局長。

○議会事務局長（朝比奈淳司君） 事務局長、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、山戸 寛君、副委員長、今城 隆君。

産業厚生常任委員会委員長、山上庄一君、副委員長、三木健正君。

予算決算常任委員会委員長、高倉真弓君、副委員長、今城 隆君。

議会運営委員会委員長、寺田公一君、副委員長、山戸 寛君。

以上でございます。

日程第3、議案第1号から議案第7号までの7議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

4月30日、新型コロナウイルスの感染拡大に対応する緊急経済対策を盛り込んだ令和2年度の国の補正予算が参議院本会議で可決成立をいたしました。

これを受けまして、本市では第2弾となる新型コロナウイルス対策を講じるため、令和2年第2回宿毛市議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

総額で20億5,566万7,000円を増

額しようとするもので、主な事業内容といたしましては、市民一人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業といたしまして20億2,835万1,000円、児童手当を受給している世帯に対し、児童一人につき1万円を給付する、子育て世帯への臨時特別給付金事業として2,242万円などを計上しております。

これらは全て、国庫補助金を財源としているところでございます。

議案第2号は、令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございます。

内容としましては、傷病手当金として1,000万円を増額しようとするもので、財源につきましては、県補助金を充当することとしております。

議案第3号は、令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算についてでございます。

内容といたしましては、学校臨時休業対策補償費といたしまして120万円を増額しようとするもので、財源につきましては、事業費の4分の3に当たる90万円を、国庫補助金として充当することとしております。

議案第4号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第2号と関連しますが、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たす国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給するために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第5号は、宿毛市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第4号同様、一定の要件を満たす後期高齢者医療保険の被保険者に傷病手当金を支給するための、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しよう

とするものです。

議案第6号は、宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、今回の新型コロナウイルス感染拡大のように、避けがたい事象により、突発的な収入減が生じた入居者に対しまして、一定の減免や徴収猶予などの救済策を講じるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第7号は、工事請負契約の変更についてでございます。

内容につきましては、令和元年7月3日の議会議決を受け、山本・金村・仲上特定建設工事共同企業体と契約締結しました小深浦高台造成工事につきまして、工事内容に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） おはようございます。13番、寺田でございます。

今回、コロナウイルス感染症対策については、市長初め市の職員一丸となって、市民の安全、安心のために日々活動していただいていることに対して、議会の一人としても感謝を申し上げ、先月21日から、宿毛市内においては新たな感染者が発生していないというふうにも聞いてお

りますので、あとしばらく皆さんには大変とは思いますが、努力をしていただきたいということをお願いして、質疑に入ります。

まず、私が質疑をいたしますのは、今回、議案第6号と7号2件について、質疑をさせていただきます。

まず、議案第6号についてお聞きをいたします。

先ほど、市長の説明で、宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を頂きましたが、来月には6月議会が始まるわけですが、今回、それを待たずにこの臨時会で提案しようとする理由について、また今回の改正の内容について、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、13番、寺田議員の質疑にお答えします。

宿毛市の市営住宅には、公営住宅、改良住宅、振興住宅があり、家賃額や納付期日について、それぞれの条例や規則で定めておりますが、新型コロナウイルスの影響による勤め先の休業等により、今、住まわれている方の収入が著しく低下し、家賃納付が困難になるケースが想定をされます。

公営住宅及び改良住宅については、現条例においても、収入が著しく減った場合に、家賃の徴収猶予や、減免ができることとなっておりますが、振興住宅は現条例において猶予や減免ができません。

このことから、新型コロナウイルスの影響を受け、収入が著しく低下した入居者へ速やかな対応ができるよう、今臨時議会へ提案させていただきます。

内容についてでございますけれども、地域振

興住宅は、雇用促進住宅を受け継いだ賃貸住宅ということで、公営住宅や改良住宅のように、収入に応じて変動する家賃ではなく、民間の賃貸アパートと同じように、1号室当たりの家賃を固定で設定をしております。

また、家賃納付については、猶予あるいは減免もできなくなっております。

しかしながら、振興住宅の入居者においても、勤め先の休業などにより、収入が著しく低額になるなど、家賃納付が困難になるケースも想定されることから、振興住宅についても、公営住宅や改良住宅のように、家賃の徴収猶予や減免ができるよう、改正しようとするものです。

なお、徴収猶予と減免は、両方を同時に適用することはできませんので、申請者が徴収猶予か減免、どちらかを選んで申請していただくこととなります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 先ほど、6月議会を待たずに、今回、臨時議会での提案となった理由についてをお聞きをしていたんですが、それについての説明なかったように思うんですが。それについて、説明できればお願いをしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、13番、寺田議員の再質疑にお答えをします。

今議会へ提案した理由についてでございますけれども、新型コロナウイルスの影響を受け、収入が著しく低下した入居者へ速やかな対応ができるよう、今臨時議会へ提案をさせていただくものです。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 私の理解不足で、速やかな対応というところがしっかりと理解できてなかったということで、申し訳ございません

でした。

続きまして、議案第7号、工事請負契約の変更についてということで、まず、この変更内容についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、

13番、寺田議員の質疑にお答えします。

変更となる内容は、8項目ありまして、うち増額が5項目、減額が3項目で、合計では2,310万円の増額となります。

変更項目の1つ目は、造成地北東部における軟弱地盤改良の施工範囲の変更です。

昨年度、追加で調査した軟弱地盤解析において、地下水が確認され、液状化対策を要するとの調査結果が出たため、セメント改良の施工範囲を広げることで、液状化対策を行うものです。これによる増額が2,768万136円となります。

2つ目の変更は、軟弱地盤改良が終わった調整池北側についての変更です。

地下の支持地盤までの深さが、想定より浅い範囲があったため、変更をするものです。これによる減額が2,313万9,877円となります。

3つ目の変更も、軟弱地盤改良が終わっている造成地南東部についての変更です。

この場所も、地下の支持地盤までの深さが想定より浅い範囲がありましたので、変更をするものです。

これによる減額が568万1,176円となります。

4つ目の変更は、自然斜面の落石対策工事です。移転機関のレイアウトは決まりましたが、宿毛警察署の北と市役所の東、土木事務所の東の3か所に工事をしない自然斜面が残ります。

現状では、この自然斜面に異常はないですが、高知県から開発指導を受ける中で、落石等が発

生した場合の安全性を保てるよう、待ち受け擁壁を計画することとしました。

これは、表面の石等が転がって落ちてきた場合に石をキャッチ、受け取るもので、国道や県道沿いでよく見られる構造のものとなっております。

これによる増額が、2,017万4,237円となります。

5つ目の変更は、各機関の配置が決まったことに伴い、海上保安署までの接続道路58メートルを追加するものです。

これによる増額が、479万2,172円となります。

6つ目の変更は、アクセス道沿線の、住宅に対する防風転落対策の追加です。

工事施工前は、山の樹木が住宅の防風林の役割を果たしておりましたが、工事に伴う掘削、樹木の伐採により、風当たりが強くなったため、防風柵を設置するものです。

これによる増額が284万8,386円となります。

7つ目の変更は、排水系統の見直しによるものです。発注時は、西部木材センター前の水路を改修する計画でしたが、造成地から流出する水の流れが、県道で直角に曲がる計画であったため、できるだけ流速を阻害しないよう、排水系統を見直したものです。

これによる減額が、605万4,899円となります。

8つ目の変更は、現時点で確認している岩盤線に基づき算定した、土砂や岩掘削の変更です。これによる増額が、248万1,021円となります。

以上、8項目の増減によりまして、合計で2,310万円の増額契約を提案させていただきました。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 詳しく説明をしていただきました。

本来ならば、6月議会等定例会であれば、このような内容、しっかりと委員会付託をした上で、委員会の中で精査、審査をしていくということになるわけですが、今回、臨時会ということで、委員会付託がなされません。

そういう関係で、私はこの内容について、文書で、書面で議会に対して提示をしていただければというふうに思いますが、これについて、できますでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、13番、寺田議員の再質疑にお答えします。

先ほど説明しました内容につきましては、表でまとめたものと図面に場所を落としたもので、資料として提出させていただきたいと考えております。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ありがとうございます。

それでは、後で書面でいただきたいというふうに思います。

最後に1点だけ、今回、補正の予算のほうには、この増額予算が反映されておられませんので、この予算措置については、どのような形で考えておるのでしょうか。それをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、13番、寺田議員の再質疑にお答えします。

予算につきましては、令和2年度の当初予算の工事請負費において、予算計上をさせていただいております。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ありがとうございます。

予算については、当初予算の予算内で対応できるということですので、しっかりと市民の血税ですので、無駄にならないような形で執行していただきたいということをお願いをして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。

12番、松浦でございます。これより本臨時議会に提案されました議案についての質疑を行いますので、よろしく申し上げます。

政府は、今月6日までとしていた緊急事態宣言を今月末まで延長する決定を行いました。しかし、高知県内や宿毛市における最近の新型コロナウイルスの感染状況を見ると、やや落ち着いてきたかなという感じがしますけれども、油断はまだ大敵であります。

宿毛市では、非常事態宣言は終了されましたが、引き続き、感染拡大のリスクの高いといわれている3つの密を避けるなど、感染防止策をとっていかなければなりません。

何よりも市民一人一人の協力が重要となっております。

それでは、質疑に入ります。

議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

8ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費についてであります。市民一人に対し10万円を給付するという特別定額給付金、総額20億2,835万1,000円を含むものでございます。

この予算の財源でありますけれども、給付に係る全ての経費については、全額国庫支出金で賄うことになっております。

そこで、予算の節の内容について、それぞれ

お伺いをいたします。

まず初めに、2節の給料であります。

給料についてであります。会計年度任用職員給料として175万4,000円が計上されておりますけれども、何人雇用しようとしているのか、あわせてどれぐらいの期間を想定しているのか、宿毛市における支援体制にも関わることでありますので、お示しを頂きたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、8ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費の2節給料の会計年度任用職員の給料175万4,000円につきまして、何名の雇用で、どのぐらいの期間の雇用なのかという御質問だと思います。

現在、考えておりますのは、2名雇用させていただいて、期間は6か月を想定させていただいております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。2名で6か月という答弁でございます。

それでは、3節の職員手当のうち、時間外勤務手当として833万8,000円が計上されておりますが、これは正規職員の時間外手当であろうかと思っております。

と申し上げますのは、本年度の一般会計当初予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費、5目母子保健推進費、3節職員手当等の説明の中で、会計年度任用職員時間外勤務手当という項目がございますので、今回の説明を見ますと、時間外勤務手当ということになれば、正規の職員の時間外勤務手当であるのかというふうに思いま

す。

ということは、会計年度任用職員については、時間外勤務を想定していないのかどうか、お示しを頂きたいと思っております。

これについても、宿毛市における支援体制に関係するものと考えますので、よろしくお願いたします。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

先ほどの款項目の中の3節の職員手当等についての、時間外等手当833万8,000円についてでございますが、これに一般職員プラス会計年度任用職員の時間外が含まれているのかという御質問だと思います。

当初予算の母子健康推進費につきましては、特別枠で必要がありましたので、時間外手当を会計年度任用職員という説明で明記をさせていただいておりますが、一般会計のほうでは、含めた形で当初予算にも計上させていただいておりますので、今回につきましても、この時間外につきましては、会計年度任用職員の部分も含ませていただいております。

なお、このうちの60万円程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 私の理解と、そういう部分との見方が違っていたという部分で、失礼をした部分があるかと思っておりますが、お許しを頂きたいと思っております。

会計年度任用職員についても、時間外手当を60万円ぐらいですかね、含むということでございます。

それでは、次にもう1点お伺いしますが、職員については、これだけの時間外手当が必要と考えるのか、甚だ疑問に思うところであ

ります。833万8,000円については、時間数にして何時間で、何人ぐらいの職員を予定しておるのか、お示しを頂きたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えします。

先ほどと同様、款項目の部分についての、3目職員手当等の833万8,000円の内訳についてでございます。

本業務につきましては、申請書等を封入して送らせていただく業務と、申請書そのものを受け付けもさせていただいて、精査させていただくと。それから、必要な口座情報をシステムに入力していくと。それから、最終的に10万円を支給するという業務が発生してくる予定になっております。

会計任用職員の方を雇用はさせていただきますけれども、正規の職員につきましては、通常業務を終わった平日の夕方の時間外であったり、土日等において業務に携わっていただくことになろうかと想定をしております。

そのため、その封入業務とか受付業務、システムへの入力業務についての時間外を、今回、最大、見込ませていただいているところであります。

詳細につきましては、郵送等の業務につきまして、平均で2,500円の、会計年度任用職員を含めまして、15名掛ける9時間を見込んでおりまして、33万8,000円。

それから、平日の時間外としまして、これも平均2,500円の、平均10名の120時間程度を見込ませていただいております。

それから、休日につきましては、これも平均2,500円掛ける10名の、1日8時間の25日程度を見込ませていただいております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、総務課長のほうから答弁頂いたわけですがけれども、平日の場合は100分の125の時間外手当で、休日等については、100分の135ということでありますので、単価が違ってくるんじゃないですか。

それと、職員については、時間外、通常の月曜日から金曜日までの勤務は、普通の勤務、それぞれ与えられた勤務をして、その後、時間外ということであるわけですがけれども、先ほど問いましたように、会計年度任用職員は2名6か月雇うということになれば、普通の月曜日から金曜日の間の8時半から5時15分までは、この2名で対応するというものでいいんですか。

再度お願いします。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えします。

先ほどは、時間外の内訳として説明をさせていただきましたので、当然、職員の業務を調整させていただいて、会計年度任用職員の2名だけに、平日全てを任せるということは考えておりません。

調整もしながら、各課から応援体制をとって、平日についても業務の間を見て、それぞれ会計年度任用職員プラス一般職員で対応させていただきたいと考えております。

平日の時間外、休日の時間外は、確かに率が変わってくると思います。ただ、それぞれの職員の単価がございまして、その単価も、出てくる職員によって変わってきますので、今回は、便宜上、平日の時間外も休日の時間外も、平均2,500円で計算をさせていただいております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） これまでの答弁の中

で、市の体制というか、給付金等に関わる体制等については、一定、理解をしました。時間外勤務手当の100分の125と100分の135についても、そういうことをもとに算定しておるといふことで、理解をするところでありま

す。次は、12節の委託料について、お伺いをいたします。

申請書作成委託料として、84万2,000円が計上されていますが、申請書については、政府が作成した全国統一の申請書を活用するのではないかと、私としては考えておりますが、委託内容については、どのような内容であるのか、まずお示しを頂きたいと思

います。**○議長（野々下昌文君）** 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えします。

先ほどの款項目の12節の委託料の申請書作成委託料につきましては、松浦議員がおっしゃるように、これが国から示された申請書の様式になります。

これそのものは、様式のみになりますので、システム改修等にも影響はしてくるんですけども、システム改修をした上で、その世帯の必要事項を、この申請書に印字するようになります。

その印字と、あと郵送できるように、折った状態で市のほうに納入していただくということを予定しておりますので、そういった業務を委託をさせていただくために、84万2,000円を計上させていただいているところでありま

す。

以上です。**○議長（野々下昌文君）** 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 申請書に住基の台帳から印字をするという委託、世帯の構成員を申請書に取り込むという委託ということでありま

すけれども、この作成された申請書、各家庭への発送時期、大体いつ頃か、お願いします。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 松浦議員の質疑にお答えします。

住基から印字等ができるためのシステムの改修が必要になってきますので、それを考えると、現在のところ、5月18日に送付できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次は、12節の、同じく委託料のうちのシステム関係について、若干、質問させていただきます。

システム改修委託料として107万8,000円と、システム端末設定委託料として12万4,000円についてでありますけれども、この本予算成立後に、改修や設定の業務をすることとなるのではないかと思いますけれども、スピード感が求められる給付の時期が、これによりおくれるのではないのでしょうか。

全国の一部の自治体では、既に給付をしている自治体もあるのは、御案内のとおりであります。このことについて、お示しを頂きたいと思

います。あわせて、先ほどは案内書の発送時期でしたけれども、給付の時期については、いつ頃市民に給付できると考えているのか、お示しを頂きたいと思

います。**○議長（野々下昌文君）** 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長。システム改修につきましては、全国的なところで、住基を扱われている会社そのものが、改修に向けて取り組んでいただいているということになるかと思

います。宿毛市としましても、今臨時会を経て、早急に契約をさせていただいて、システムを早い段

階で改修をしていただくようお願いを
したいと思っております。

このシステム改修が済みまして、契約
できましたら、通常の手書き等でやる
よりも、安全かつスピーディーに、申
請書等の送付ができるようになり
たいと思っております。

今回のシステム改修は、申請書の印
字のみならず、皆さんに登録いた
だきます口座につきましても、シ
ステムで、銀行のほうで電算化で
処理できるシステムを、一緒に構
築していただくように、この委託
料の中で考えております。

そうすることによって、銀行のほう
も納付書払いという扱いにならず
に、電算化の扱いになりますので、
納付書等であれば、一定の件数、
1日処理の件数とか限られてくる
んですけども、データ化による処
理であれば、かなりの数が出てく
るといえることがありますので、
申請が5月18日から郵送させて
いただきますけれども、その取り
まとめをさせていただいて、デー
タ化のほうを入力もさせていただ
く中で、一番早くて5月28日
から支給をさせていただける
のではないかとこのように考
えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次は、13節の
使用料及び賃借料におけるシステム
端末借上料として123万2,000
円が計上されております。

この借上げの期間は、いつまで借
り上げようとおしているのか、お
伺いします。

あわせて1か月当たりの借上料は
幾らを想定しておられるのか、
これは期間との、先ほど、会計
年度任用職員6か月という雇用
がありましたので、6か月で割ら
ないのかなと思っております
けれども、そこらあたり説明を
求めます。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原一君） 総務課長、
松浦議員の質疑にお答えします。

システム端末の使用料につきましては、
このシステムについては、先ほど
御説明をさせていただいたように、
口座のデータ化をさせていただ
くシステム端末のリースをさせて
いただくようになります。

今回は、端末そのものは4台4
か月リースをさせていただくこと
としており、1台当たり、1
か月、税抜きで約7万円を想定
しております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 以上で、
新型コロナウイルス対策費につ
いての質疑は終わらせていただ
きたいと思っておりますけれども。

国民一人当たり10万円を給付する
特別定額給付金については、基
準日を4月27日としていま
す。同日に、住民基本台帳に記
録されている方全員に、一人
10万円を給付する特別定額
給付金として、20億770万
円が計上されております。

宿毛市の広報によります4月1
日現在、2万77人とのこと
であります。まさに宿毛市の
人口が2万人を割るのも時間
の問題となってきました。予
算編成をする場合、この数字
をもとにして編成することは
理解するところであります
けれども、今回の補正予算を
見ても、休業要請に協力して
きた事業所で働いている方
で、失業した人に対する支
援策が含まれていないと思
います。

市民の雇用を守るとの強い思
いを共有しなければなりません。
なぜ休業要請に協力してきた
事業所で働いてきた方々で、
職を失い、日々の生活が困窮
している皆さんに対する支
援ができないのか、甚だ疑問
に思います。

人に優しい市政が、今こそ求
められます。さらなる対策を
求めておきたいと思
います。

以上で、次の質疑に移りたい
と思
います。

次は、議案第3号別冊、令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）であります。

8ページ。これもコロナウイルス対策との関連がありますけれども、第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、21節補償補てん及び賠償金、学校臨時休業対策補償費として、120万円が計上されております。その補償しなければならない理由及び補償の対象となる業者及び補償内容について、お問い合わせいたします。

○議長（野々下昌文君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（平井建一君） 12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）、120万円の補正予算でございます。

内容につきましては、8ページ、第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、21節補償補てん及び賠償金の学校臨時休業対策補償費120万円につきましては、コロナウイルス感染予防対策として実施されました、3月4日から小中学校休校措置に伴う給食停止によりまして、給食食材の生鮮食品等に関しまして、食材納入業者や生産者に対し、出荷できず、やむを得ず廃棄処分等を行った場合や、売上にならなかった場合等に関し、事業者からの申請があった場合に関しまして、違約金、賠償金を支払うための予算を計上するものです。

具体的には、給食センターとの取引のあります全事業者、約40社になりますが、この40社に対して連絡をとりました。

その聞き取りを行った上で、処分を行った食材があった場合や、処分先の分かる書類等、確認ができる場合にお支払いするものとなっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、所長のほうから、内容等についてはあったわけですが、具体的な業者というか、そこらあたりは、現時点で分かっているところがあれば、お示しを頂きたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（平井建一君） 学校給食センター所長、ただいまの質疑にお答えします。

一応、現時点では3社ほど確認はとれておりますが、書類等、まだ確認ができるものはありません。

1社につきましては、確定しております。ただ、この場で業者名、そういったものを公表するのが、現段階では難しいので、控えさせていただきます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 無理なものは問いません。

次は、議案第7号、工事請負契約の変更について、質疑をさせていただきます。

今回、2,310万円の増額となっております。この議案については、先ほど、寺田議員からも質疑があつて、一定、増額の理由とか、場所とか、そこらあたりについては、一定、提示をするということですので、重複することになりますので、質疑は避けたいと思いますけれども、まさに今回の予算についても、後出し、後出しの状況であります。

当初の設計業務において、不備があつたのではないかと、疑いの念を抱くところあります。

そして、これまで3回の契約変更があり、最初の契約時より、実に約15%、15.66%、

1億4,794万3,000円の増となっております。最終的に一体幾らぐらいになるのかと考える次第であります。

また、これまでの市民に対する説明は何であったのか、甚だ疑問に思います。

そういう面を含めて、宿毛市としても、初めての大型の公共事業ということで、大変職員の皆さんにも御苦勞をかけることは理解をしますけれども、しっかりとした精査をお願い申し上げまして、私の質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子、質疑をさせていただきます。

今回はコロナ議会ということでございますので、内容、重なる部分もございますけれども、私は、議案第1号、令和2年度宿毛市一般会計補正予算、9ページでございます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、7目子育て世帯への臨時特別給付金、18節負担金補助及び交付金、2,149万円について、お聞きいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金は、小中学校の臨時休校により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、児童手当受給世帯に臨時特別一時金の支給を行うものと認識をしております。

詳しく御説明を頂ければと思います。対象者、また申請方法など、お聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、4番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）の9ページを御覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、7目子育て世帯への臨時特別給付金、18節負担金補助及び交付金の2,149万円の内容について、御説明させていただきます。

これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年4月7日に閣議決定された子育て世帯への臨時特別給付金でございます。児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童一人当たり1万円を上乗せし、支給するものでございます。

支給対象児童は、令和2年3月31日までに生まれたゼロ歳児から新高校1年生までとなっております。支給見込み世帯数は1,270世帯で、対象児童は2,149人でございます。

一人当たりの給付額1万円でございますので、2,149万円を計上させていただいております。

この制度の周知方法といたしましては、支給対象世帯には5月中旬に個別にて文書を発送するとともに、6月の広報にも掲載する予定としております。

なお、対象世帯への給付の開始時期につきましては、6月中の支給を目指して準備をしております。

申請等につきましては、辞退を申し出る世帯については、申請行為が必要でございますが、その辞退の申請の締切りは5月25日までというふうにしております。

公務員の方も、今回は申請する必要はありませんが、公務員以外の方につきましては、申請と辞退届を出さなければ、そのまま上乗せして支給する予定としております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 対象者、申込方法、よく分かりました。

それに加えて、お聞きしたいのが、3月31日時点の居住市町村から支給されるとお聞きしました。4月1日以降転居された方、新高校1年生などについて、お聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 休憩いたします。

午前10時59分 休憩

-----・-----・-----

午前11時01分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、4番、川田議員の再質疑にお答えいたします。

4月1日に転出した方につきましては、3月31日時点で宿毛市にいらっしゃった方につきましては、その転居先のほうに文書を発送させていただくような形になります。

新高校生につきましては、児童手当の受給対象者ではありませんので、上乘せ分の1万円のみを支給する形となります。

口座情報については、そのまま児童手当の情報はこちらのほうにございますので、そこに支給する予定としております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 2番目へいきます。

議案第7号、工事請負契約の変更について、お伺いいたします。

既に質問されたお二方の議員と、質疑が重複いたしますので、その点については控えさせていただきます。

8つの理由等がお示しされましたけれども、私がお聞きしたいのは、法定基準に基づく防止対策が必要なものがあれば、その処分方法として、その法に基づく増加した作業が必要になったものについては、どれだったのか、お示してください。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、4番、川田議員の質疑にお答えします。

法令に基づいて変更したものはという御質問

でございますけれども、今回の変更金額の中では、大きい軟弱地盤改良について、宅地造成等規制法や、都市計画法に基づき行っております。

基準になる法令は、当初から変わっておりませんが、工事発注後にボーリングや解析調査を追加で行いましたので、この結果に基づいて設計変更をしたものです。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 1項目から8項目までございましたけれども、それに該当するのは1項目ということでお聞きしておりますけれども、ほかにはございませんですね。

1項目めの土壌改良、これでございます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、4番、川田議員の再質疑にお答えをします。

各工法の変更等については、それぞれ決められたマニュアルや、基準に基づいて行っております。

法令ということで、先ほど説明させていただいたんですけれども、構造等についても、それぞれの基準に基づいて変更しておりますので、細かいことを言えば、8項目それぞれに基準等がございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解いたしました。

設計変更でございますので、それぞれに合理的配慮が必要であることは欠かせません。これからは庁舎落成に向かって、余り大きなことが起こらないように、無事に建設できることをお祈りいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案 7 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 7 号までの 7 議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第 1 号から議案第 6 号まで」の 6 議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第 1 号から議案第 6 号まで」の 6 議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「議案第 1 号から議案第 6 号まで」の 6 議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第 7 号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1 番 今城 隆君。

○1 番（今城 隆君） 1 番、今城です。

議案第 7 号、小深浦高台工事の契約変更案に

ついて、反対の立場から討論いたします。

3 月議会の川田議員と私の一般質問と、そして情報開示請求で、高台造成工事入札と契約そのものに無効かつ違法の疑いが強くなっております。

そこで、4 月 23 日に市民調査委員会によって住民監査請求が提出されました。

本議案の前提となる問題として、このことを述べておきます。

住民監査請求の概要を述べます。

まず、1 つ目、高台造成入札は、落札予定価格が計算できない 27 万立米の搬土計画不備の設計書で入札を行っているということです。

2 つ目、設計書に搬土の抜かりがあることは、高知県建設技術公社が市に報告書で指摘しているにもかかわらず、市はそのまま入札を行ったという瑕疵があります。

3 つ目です。搬土計画不備の設計書で入札し、契約直後に 1 億 2,000 万円の増額変更は、入札の公平性を欠き、入札の契約変更は、法令上、根拠がなく無効です。

4 つ目、落札受入業者の搬土経費要求に対し、市は設計コンサルタントと建設技術公社に意見を伺い、運搬費計上が必要との見解により、市として増額決定をしたという市長答弁については、虚偽だと考えられます。

建設技術公社は、前述の文書報告だけであるということを確認しております。

5 つ目、増額の提案、工事の変更、契約の決定について、全ての伺い、決裁が仮契約日の 11 月 29 日となっています。

全くでたらめな文書管理であり、でたらめな行政決定が行われたということになります。仲間内だけで 1 億 2,000 万円の増額変更が行われたのではないかという問題です。

6 つ目、この入札は、設計書にあえて搬土計画を記載せず、契約後に増額変更するというこ

とが前提であったと思われるので、違法を確認し、関与した者に損害賠償を求めよというものです。

このように、小深浦高台造成入札契約そのものが、無効かつ違法の疑いが払拭されてない現時点において、今回の契約変更案を認めるわけにはいかないというのが、私の意見です。

以上の意見を述べて、私の反対討論といたします。

○議長（野々下昌文君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会の日程は全て議了いたしました。

これにて、令和2年第2回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午後 1時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 野々下 昌文

議員 三木 健正

議員 川田 栄子

令和2年第2回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	5月 8日	原案可決
第 2号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	5月 8日	原案可決
第 3号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	5月 8日	原案可決
第 4号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	5月 8日	原案可決
第 5号	宿毛市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	5月 8日	原案可決
第 6号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	5月 8日	原案可決
第 7号	工事請負契約の変更について	5月 8日	原案可決